

江府町条例第6号

江府町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石祐治

江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>第3条 特別職の職員の給料月額、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に江府町職員の給与に関する条例（昭和46年江府町条例第3号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により<u>100分の170</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td style="text-align: right;">814,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td style="text-align: right;">651,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">611,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	814,000円	副町長	651,000円	教育長	611,000円	<p>第3条 特別職の職員の給料月額、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に江府町職員の給与に関する条例（昭和46年江府町条例第3号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により<u>100分の165.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td style="text-align: right;">810,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td style="text-align: right;">648,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">588,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	810,000円	副町長	648,000円	教育長	588,000円
職名	給料月額																
町長	814,000円																
副町長	651,000円																
教育長	611,000円																
職名	給料月額																
町長	810,000円																
副町長	648,000円																
教育長	588,000円																

附 則

（施行期日等）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。